

生活衛生関係営業を営む事業主の皆様へ

生衛業受動喫煙防止対策 事業助成金のご活用



生活衛生関係営業とは

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の施行令に規定する18業種

- | | | | |
|-----|---------|---------|------|
| ①すし | ②めん類 | ③中華 | ④社交 |
| ⑤料理 | ⑥一般飲食 | ⑦喫茶 | ⑧食鳥肉 |
| ⑨食肉 | ⑩冰雪 | ⑪理容 | ⑫美容 |
| ⑬興行 | ⑭ホテル・旅館 | ⑮簡易宿所 | |
| ⑯下宿 | ⑰公衆浴場 | ⑱クリーニング | |

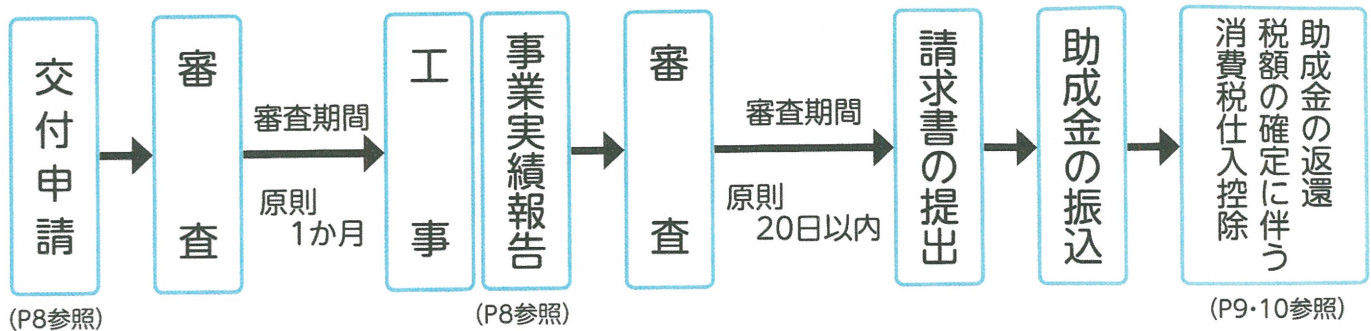
生活衛生関係営業助成金の交付対象は「個人事業主」

- ◆「生衛業受動喫煙防止対策助成金」の助成対象は、**個人事業主（いわゆる一人親方）**です。（労災保険加入対象事業主は除外）
- ◆ 従業員（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業所は、原則、労災保険加入が義務であるため、助成金は厚生労働省の労働局が担当。

<次の場合は生衛業助成金の対象です> 注：事情説明、申出書の提出を求めます。

- 事業主と事業専従者（家族等）で営業する場合（事業専従者は非従業員）。
※ 事業主と家族のみで営業する店舗等がありますが、家族等を事業専従者と位置付けている場合は、通常、労災保険の加入対象とならないため、生衛業助成金の対象となります。
（事業専従者）
① 事業主と同一生計であること。② その年の12月31日現在で年齢が15歳以上の家族や親族（配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）であり、その者が他の仕事に就いていないこと。③ その年を通じて1年の半分超を当該事業に専念すること。④ これら①～③の条件を満たし、税務申告（青色・白色申告）を行っていること。
- 事業主が株式会社を設立して事業を法人化しても、従業員を雇用しない場合や、役員のみで事業運営する場合。
- 労災保険加入事業主であっても、任意加入（特別加入）であり従業員を雇用していない場合。


助成金事業手続きの流れ



助成の対象となる喫煙専用室等

喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	詳細については ③ページをご参照ください
 <p>○喫煙が可能 ×飲食等不可</p>	 <p>△指定たばこに限定 ○飲食等可能</p>	 <p>○喫煙が可能 ○飲食(主食を除く)等可能</p>	

喫煙可能室



○喫煙が可能
○飲食等可能

詳細については④ページをご参照ください


屋外喫煙所



○喫煙が可能
×飲食等不可

詳細については⑥ページをご参照ください

喫煙ブース



○喫煙が可能
×飲食等不可

事業主の事情によらず（ビル管理者が換気口やダクトの増設を認めないため屋外排気工事が困難等により）、喫煙室等を設置しても気流の基準を満たすことが困難な場合に、「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置することができます。

詳細については⑦ページをご参照ください

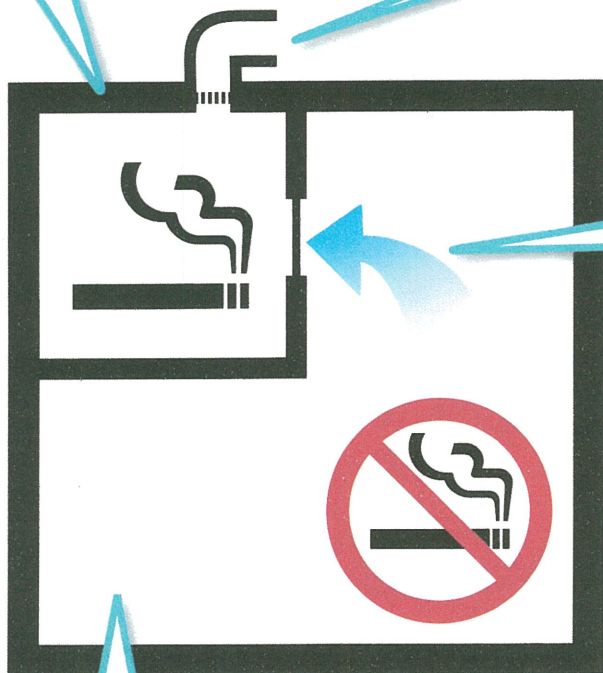
※いずれの喫煙室に関しても 20 歳未満の方の立ち入りは禁止です。

■ 喫煙専用室の設置 (指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室を含む)

令和2年4月1日以降に新規開設した事業主は助成対象となりません

・タバコ煙が喫煙専用室外に流出しないよう壁・天井等によって区画されていなければなりません
※壁・天井等とはガラス窓も含まれますが、煙を通す素材・構造は対象外となります

・屋外への排気であることが必要です
※換気装置に強弱があり「強」で使用しなければ要件を満たさない場合は申出書 (P8交付申請に必要な書類⑦) に「強」で使用することを記載してください



・喫煙専用室の出入り口で喫煙室内に向かう気流が毎秒0.2m以上であることが必要です
※扉を完全に開放した状態で上記の要件に適合するよう設計されている必要があります (P5参照)

・申請の代行のための費用 (社会保険労務士への報酬等) のように助成対象経費として認められるものと、認められないものがあります
実施要領及び手引きで確認してください

交付申請及び事業実績報告に必要な写真

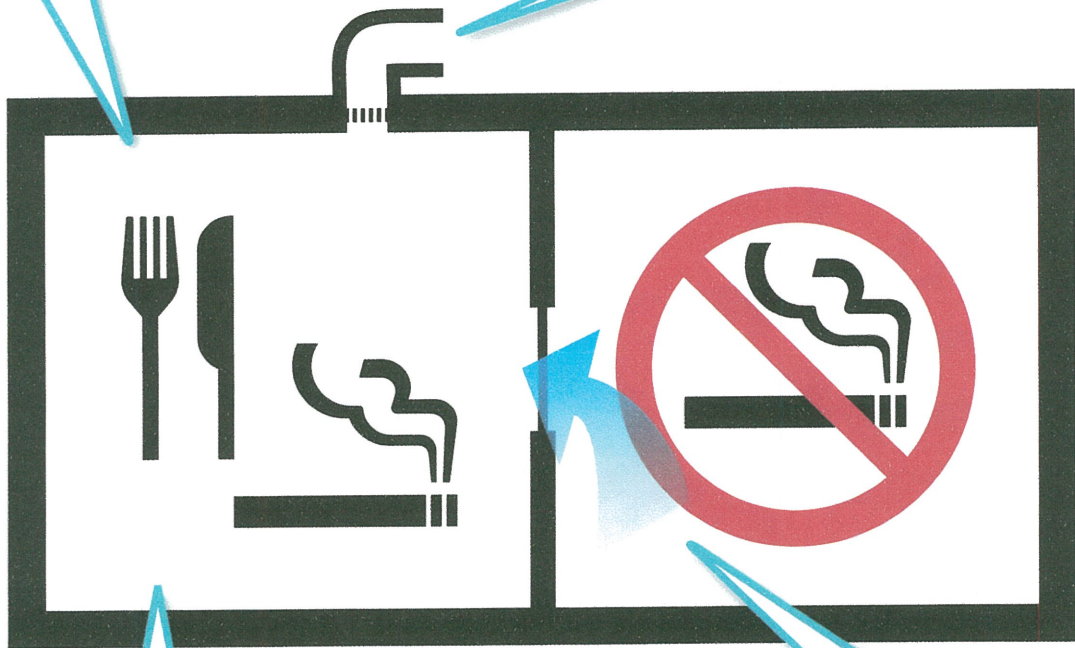
- ・工事前の写真 (P8 交付申請に必要な書類④) は、全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所についても撮影し添付してください。
※撮影方向の番号を付すなど事業概要が分かるようにしてください。
- ・施工後の写真 (P8 事業実績報告に必要な書類⑤) は喫煙可能な区画の外から撮影した外観の写真のほか、内部の全体像が把握できる写真及び換気扇等設置の写真も添付してください。

喫煙可能室の設置 既存特定飲食提供施設の要件が必要です (P5参照)

令和2年4月1日以降に新規開設した事業主は助成対象となりません

- ・タバコ煙が喫煙専用室外に流出しないよう壁・天井等によって区画されていなければなりません
- ※壁・天井等とはガラス窓も含まれますが、煙を通す素材・構造は対象外となります

- ・屋外への排気であることが必要です
- ※換気装置に強弱があり「強」で使用しなければ要件を満たさない場合は申出書 (P8交付申請に必要な書類⑦) に「強」で使用することを記載してください



- ・申請の代行のための費用 (社会保険労務士への報酬等) のように助成対象経費として認められるものと、認められないものがあります
- 実施要領及び手引きで確認してください

- ・喫煙専用室の出入り口で喫煙室内に向かう気流が毎秒0.2m以上であることが必要です
- ※扉を完全に開放した状態で上記の要件に適合するように設計されています (P5参照)

交付申請及び事業実績報告に必要な写真

- ・工事前の写真 (P8 交付申請に必要な書類④) は、全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所についても撮影し添付してください。
- ※撮影方向の番号を付すなど事業概要が分かるようにしてください。
- ・施工後の写真 (P8 事業実績報告に必要な書類⑤) は喫煙可能な区画の外から撮影した外観の写真のほか、内部の全体像が把握できる写真及び換気扇等設置の写真も添付してください。

■ 既存特定飲食提供施設の要件

「既存特定飲食提供施設」は、健康増進法に規定する第二種施設のうち、次の要件（①及び②、又は③）を満たす飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる店舗・施設です。

既存特定飲食提供施設は、経過措置により施設内の喫煙が可能となっています。この場合は、施設に「喫煙可能施設」又は「喫煙可能室設置施設」である標識の掲示が必要です。

- ① 店舗・施設の客席部分の床面積が 100 平方メートル以下であること
- ② 店舗・施設が、個人経営若しくは資本金又は出資総額 5,000 万円以下の小規模な会社により営まれていること、ただし、次に掲げる場合を除く
 - ア．当該会社の発行済株式又は出資株の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を、一つの大規模会社が有する場合
 - イ．大規模会社が発行済株式又は出資株の総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を有する場合
(アに掲げるものを除く)
- ③ 既存特定飲食提供施設であったものが、増資又は増設によって上記 ①又は②のいずれかに該当すること

< 参考 > 申請事業（工事等）設計の要件確認（例）

1. 喫煙専用室の開口部確認

喫煙専用室と建物内の他の場所との間に気流が生じる開口部は次の 2 箇所

- (1) 出入口 引き戸（開口部分の寸法、幅 85cm、高さ 200cm）を設置する。
- (2) ガラリ 出入口横に気流確保のためガラリを 1 箇所設ける。（有効寸法、幅 20cm、高さ 70cm、開口率 40%）

2. 開口部において風速 0.2m/s を満たすための必要換気量（1 時間当たり）

- (1) 開口部の面積
 - ① 出入口 $0.85 \text{ m} \times 2.0 \text{ m} = 1.7 \text{ m}^2$
 - ② ガラリ $0.2 \text{ m} \times 0.7 \text{ m} \times 0.4$ （開口率） $= 0.056 \text{ m}^2$
- (2) 必要換気量（出入口の引き戸を開けた状態を想定して計算）
 $(1.7 \text{ m}^2 + 0.056 \text{ m}^2) \times 0.2 \text{ m/s} \times 3,600 \text{ s/h} = 1,264 \text{ m}^3/\text{h}$

喫煙専用室が満たすべき風速の基準
（毎秒 0.2m で固定）

1 秒当たりの必要換気量を 1 時間当たりに換算
（1 時間は 3600 秒）

3. 喫煙専用室内の換気方法、処理能力

天井埋込型のシロッコファン（**株式会社製 型式名：YZ-100A）を喫煙専用室に 2 箇所設置し、室内の空気は屋外に排気する。換気扇の処理風量は、「強」900 m³/h、「弱」745 m³/h の切り替えが可能、通常は「弱」で使用する予定である（確認は、原則、弱で計算）。上記換気装置 2 台による処理風量は、745 m³ × 2 = 1,490 m³/h となる。

以上の結果、換気装置の処理風量が必要換気量を上回るため、「喫煙専用室」の設置要件を満たすことが確認された。

換気装置の処理能力 1,490 m³/h > 必要換気量 1,264 m³/h

■ 屋外喫煙所（閉鎖型）の設置

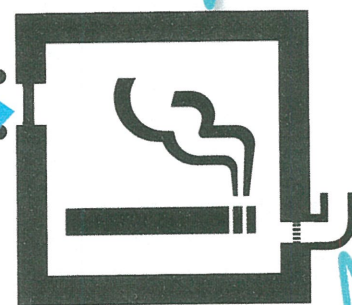
令和2年4月1日以降に新規開設した事業主も助成対象となります



・タバコ煙が喫煙専用室外に流出しないよう壁・天井等によって区画されていなければなりません
※壁・天井等とはガラス窓も含まれますが、煙を通す素材・構造は対象外となります

・喫煙専用室の出入り口で喫煙室内に向かう気流が毎秒0.2m以上であることが必要です
※扉を完全に開放した状態で上記の要件に適合するように設計されている必要があります（P5参照）

・申請の代行のための費用（社会保険労務士への報酬等）のように助成対象経費として認められるものと、認められないものがあります
実施要領及び手引きで確認してください



・屋外への排気であることが必要です
※換気装置に強弱があり「強」で使用しなければ要件を満たさない場合は申出書（P8交付申請に必要な書類⑦）に「強」で使用することを記載してください

交付申請及び事業実績報告に必要な写真

- ・工事前の写真（P8 交付申請に必要な書類④）は、全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所についても撮影し添付してください。
※撮影方向の番号を付すなど事業概要が分かるようにしてください。
- ・施工後の写真（P8 事業実績報告に必要な書類⑤）は喫煙可能な区画の外から撮影した外観の写真のほか、内部の全体像が把握できる写真及び換気扇等設置の写真も添付してください。

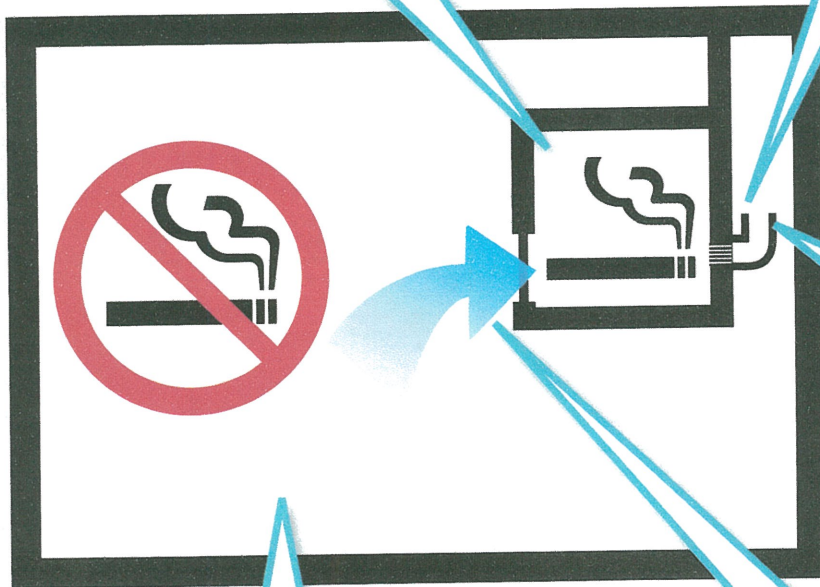
■ 脱煙機能付き喫煙ブースの設置

令和2年4月1日以降に新規開設した事業主は助成対象となりません

助成金申請の際には脱煙装置が基準①～③に対応していることを証明する能力データ（パンフレット等）を提出する必要があります。

- ・タバコ煙が脱煙機能付き喫煙ブース外に流出しないよう壁・天井等によって区画されていなければなりません
- ※壁・天井等とはガラス窓も含まれますが、煙を通す素材・構造は対象外となります

- ・排出される空気の浮遊粉じんの量が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下
(基準③)



- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
(基準②)

- ・申請の代行のための費用（社会保険労務士への報酬等）のように助成対象経費として認められるものと認められないものがあります
- 実施要領及び手引きで確認してください

- ・ブースの出入り口でブース内に向かう気流が毎秒 0.2m 以上 **(基準①)**
- ※扉を完全に開放した状態で上記の要件に適合するように設計されている必要があります

交付申請及び事業実績報告に必要な写真

- ・工事前の写真（P8 交付申請に必要な書類④）は、全体を収めた写真に加え、換気扇等を設置する予定の箇所及び電気工事等を施工する予定の箇所についても撮影し添付してください。
- ※撮影方向の番号を付すなど事業概要が分かるようにしてください。
- ・施工後の写真（P8 事業実績報告に必要な書類⑤）は喫煙可能な区画の外から撮影した外観の写真のほか、内部の全体像が把握できる写真及び換気扇等設置の写真も添付してください。

■ 交付申請に必要な書類

提出書類	実施要領様式	手引き記載例
①生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付申請書	第1号	1
②生衛業受動喫煙防止対策に係る事業計画	第1号別添1	2
③生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付要件等確認申立書	第1号別添2	3
④設置工事等を行う場所の工事前の写真 (申請日前3ヶ月以内に撮影し、撮影日を付記)		
⑤喫煙専用室や換気装置の設置場所等、助成事業の詳細確認資料 (平面図(店舗・施設全体、喫煙専用室等)、立面図(喫煙専用室等出入口の幅・高さ寸法の付記必須)、換気扇等の性能(処理風量、集塵効率等)資料等)		
⑥設置工事等が要件を満たす設計であることを説明する申出書 ①喫煙専用室 ②脱煙機能付き喫煙ブース		4-1 4-2
⑦喫煙専用室設置等の措置を講じる区域以外を禁煙とする旨を説明する申出書 (受動喫煙の防止に関する今後の方針)		5
⑧実施する工事等に関する施工業者からの見積書(写) (2社以上必要)		
⑨確定申告書(第一表及び第二表)(写)		
⑩その他、全国指導センター理事長が必要と認める資料		

■ 事業実績報告に必要な書類

提出書類	実施要領様式	手引き記載例
①生衛業受動喫煙防止対策事業実績報告書	第9号	10
②受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書	第9号別添	11
③生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定通知書(写) (交付決定内容を変更した場合は、生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定内容変更承認通知書(写)も添付)		
④施行工事の領収書、経費内訳(写)、領収書の金額が正しいことを証明する書面振込明細書等		
⑤工事施行場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影 撮影日記載)		
⑥交付決定内容と施工事業が相違ないことを確認する書類 (受動喫煙の防止に係る事業の実施内容) ①「喫煙専用室」の要件に対する適合状況の確認結果 ②「脱煙機能付き喫煙ブース」の要件に対する適合状況の確認結果		12 13-1 13-2
⑦その他、全国指導センター理事長が必要と認める書類		

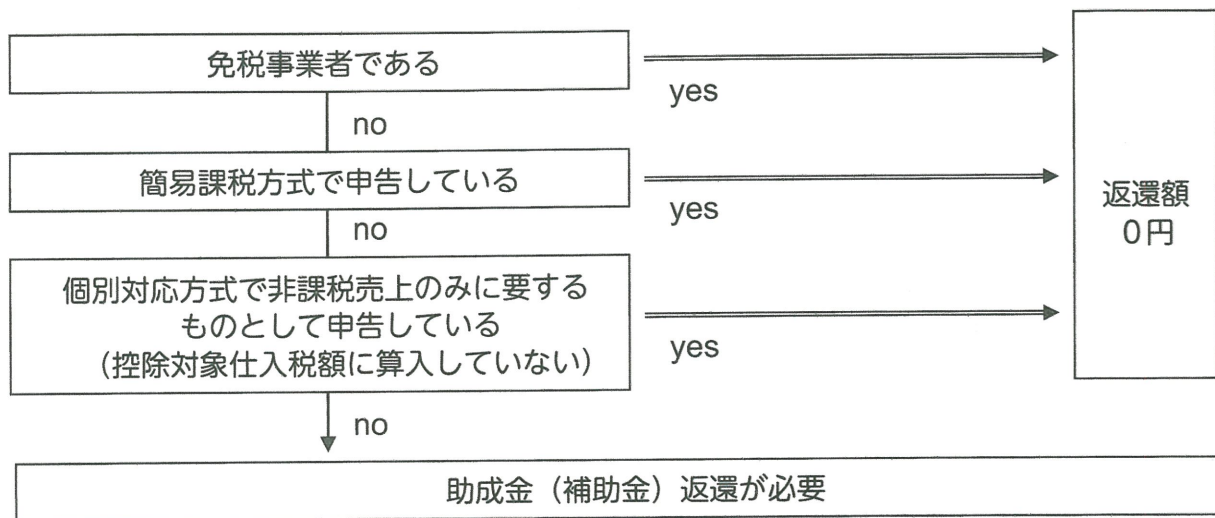
※設置した喫煙専用室等が消防法、建築基準法等に適合しているか施工業者等に確認する場合があります。

助成事業に係る消費税の返還

消費税は、本来、原則として売上に係る消費税（仮受消費税）とそれに紐づけられる仕入または経費に係る消費税（仮払消費税）を精算（仮受消費税－仮払消費税）することにより、その納付額が確定します。

しかし、助成金（補助金）は、消費税法上、「不課税取引」であり、仮受消費税に相当するものは生じません。

よって、助成金を受けて、助成事業を実施した場合、その経費にかかる控除対象仕入税額のみが算入されることとなり、消費税の計算上、控除対象仕入税額うち、補助金充当額に相当する部分の消費税を調整（返還）する手続きが必要となります。



返還額の計算方法

課税売上割合（区分）			返還する額
95%以上			助成金等の額×10/110
95%未満	個別対応方式	課税売上対応	助成金等の額×10/110
		共通対応	助成金等の額×10/110×課税売上割合
一括比例配分方式			助成金等の額×10/110×課税売上割合

※課税売上割合：課税売上高÷（課税売上高＋非課税売上高）

< 参考 >

- ・免税事業者 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除されています。
- ・簡易課税方式 課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担の軽減を目的として、届出を行った事業者に対し、簡易化された仕入控除税額の計算が認められています。
- ・個別対応方式 課税仕入を課税売上対応、非課税売上対応、共通対応の3種類に区分し、課税売上対応のものについては、全額控除を認め、非課税売上対応のものについては、仕入税額控除不可とし、共通対応のものについては、課税売上割合に対応する部分のみの仕入税額控除を認める方法です。
- ・一括比例配分方式 個別対応方式とは異なり、課税仕入について区分して経理を行わず、課税仕入総額に対応する税額に課税売上割合を掛け合わせて、一括して仕入税額控除の額を算定する方法です。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に必要となる書類

1 免税事業者である場合

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の2「金0円」の下段に、返還のない理由を記載
(例)
- ・〇〇により(申告義務のない理由を記載)、消費税の申告義務がない。
 - ・特定収入割合が5%を超えるため、助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- (2) 特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入割合の計算表

2 簡易課税方式で申告している場合

- (1) 簡易課税方式の確定申告書(写し)
(2) 特定収入割合が5%を超える場合は、特定収入割合の計算表

3 個別対応方式で非課税売上のみによらずに要するものとして申告している場合

- (1) 確定申告書(写し)
(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

4 助成金の返還が必要な場合

- (1) 確定申告書(写し)
(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

※法人では事業年度を自由に決めることができるのに対し、個人事業主は1月1日から12月31日までが会計年度です。当該生衛業受動喫煙防止対策事業助成金における収入は特定収入となります。そのため交付要綱に用途が特定されており、その他目的に流用することは許されません。なお、補助金、交付金、寄附金、保険金なども特定収入となりますので、全体の収入に対し特定収入が5%を超える場合は、別途ご連絡をお願いいたします。

確定申告書(写し)

確定申告書(写し)のイメージ。表紙には「この用紙はどしどしごまさないでください」とあり、GK0304の番号が記載されている。納税地の欄には「(フリガナ) 〇〇 又は 個人番号 〇〇 又は 代表者氏名 〇〇」とある。申告期間の消費税及び地方消費税の申告書として、この申告書による消費税の税額の計算と、この申告書による地方消費税の税額の計算の2つの表が掲載されている。消費税の計算表には、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、戻付消費税額、消費税額等が記載されている。地方消費税の計算表には、課税標準額、地方消費税額、控除対象仕入税額、戻付消費税額、地方消費税額等が記載されている。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)のイメージ。表紙には「GK0601」の番号が記載されている。納税地の欄には「(フリガナ) 〇〇 又は 個人番号 〇〇 又は 代表者氏名 〇〇」とある。課税標準額等の内訳書として、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、戻付消費税額、消費税額等が記載されている。また、課税標準額等の内訳書の表には、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、戻付消費税額、消費税額等の合計額が記載されている。課税標準額等の内訳書の表には、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、戻付消費税額、消費税額等の合計額が記載されている。



Q 設置する喫煙専用室等の面積に制限はありますか。また、面積はどのように測ればよいでしょうか。

A 助成金の交付決定の条件として、事業計画の内容が技術的、経済的な観点から妥当であることが求められています。具体的には、喫煙専用室等を利用する人数について適切に想定利用人数を設定し、その人数に見合った広さの喫煙専用室等であることが必要です。

なお、喫煙者一人当たりの専有面積は 1.5 m²とされており、これを超えている事業計画については合理的な理由がない場合、技術的及び経済的な観点から妥当ではないと判断される場合があります。

また、申請書類に記載する喫煙専用室等の面積は、「壁等の内側（内のり）の面積」によって申請してください。

Q 同一事業場内に喫煙専用室等を複数設置する場合でも、同時に交付申請を行えば、設置するすべての喫煙専用室等が助成の対象になりますか。

A 助成金の交付は1事業場当たり1回に限られますが、複数の喫煙専用室等について同時に1件の交付申請としてまとめて行えば、設置するすべての喫煙専用室が助成の対象になります。また、指定たばこ専用喫煙室の室内に喫煙専用室を設置する場合、両室とも助成対象となります。ただし、複数の喫煙専用室を設置する場合でも、1事業場当たりの交付額の上限は、申請全体で100万円となりますので注意してください。

Q 助成金の交付を受けるためには、喫煙専用室や脱煙機能付喫煙ブース以外の場所を禁煙にすることが条件となるのですか。

A 助成金の趣旨は、事業場における喫煙可能な場所を喫煙専用室等のみに限定し、受動喫煙を防止することであるため、喫煙専用室等以外の場所を禁煙にすることは必須の条件となります。

Q 助成金が認められる屋外喫煙所の構造について、具体的教えてください。

A 床、壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物あり、具体的には、屋外に「ユニットハウス」、「プレハブ」、「コンテナ」、「ブース」などを活用した喫煙所を設置した場合が、助成対象となります。

窓の設置も可能ですが、窓の有無に関わらず、屋外喫煙所の室内環境を管理するための屋外排気装置の設置は必須となります。

なお、設置する屋外排気装置の能力は、出入口を完全に開放したときに毎秒0.2 m以上の室内向きの気流が確保できることなど、喫煙専用室の設置基準と同様です。

Q テナントビル、貸店舗に出店している事業主や業務委託を受けている事業主は、施設を自ら所有・管理していないため、助成金の交付対象とはならないのでしょうか。

A 助成金は、事業場の事業主に対して交付されますが、喫煙専用室等の設置及び工事の実施について、あらかじめ施設管理者と調整し、了承を得ておくことで助成対象となります。この場合、あらかじめ全国指導センターに相談し、説明書を提出して承認を得る必要があります。



- Q** 飲食店営業許可を取得している「麻雀店」が喫煙室を整備する場合、助成金の交付対象となりますか。
- A** 麻雀店や雀荘は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の施行令に規定する「生活衛生業」には含まれないため、飲食店営業許可を得ている場合であっても、生衛業の助成金の交付対象とはなりません。
- Q** 複数の業種を営んでいる場合は、交付申請書の業種はどのように記載すればよいのでしょうか。
- A** 主たる事業の業種を記載してください。
「主たる事業」の判断は、売上高で比較し、事業全体に占める割合の大きな事業を主たる事業としてください。この場合、申請時に、主たる事業の業種を判断した根拠資料を提出してください。
- Q** 一般に「チェーン店」と呼称される、同一の商号・商標を用いて多店舗展開している店舗のうち、直営店ではなくフランチャイズ形式で展開している店舗（加盟店）を営んでいる事業主は助成金の交付対象となりますか。
- A** 実施要領で定める助成の要件に当てはまれば、当該事業主は交付対象となります。
- Q** 他の工事と併せて喫煙専用室を設置する場合、その共通する経費は助成されますか。
- A** 喫煙専用室等の設置工事（助成対象事業）とその他の工事の経費を区分したうえで、喫煙専用室の設置等に関するもののみが、助成の対象となります。分割できない場合は、全体の工費を喫煙専用室の面積で按分して助成額を算出するなどの方法がありますが、助成の可否、調整については、全国指導センターに御相談ください。
- Q** 喫煙専用室の設置等に伴い、既存設備の解体・移設が必要となった場合、その工事等を実施する費用は助成の対象となりますか。
- A** 喫煙専用室等の設置による受動喫煙防止のために必要不可欠と認められるものに限り、助成の対象となります。ただし既存設備の解体・移設の事業内容が合理的、効果的であって、移設する場合は、施設・設備の規模や性能は移設される既存施設の規模、性能等の範囲に限られます。
また、解体・移設にかかる費用を含む喫煙専用室等の設置費用が助成金の上限を超える部分は助成対象となりません。
- Q** 措置を講じる区域内に、温度・湿度の調整を行うための空調設備（いわゆるエアコン）を設置する場合、その費用は助成の対象に含まれますか。
- A** 空調設備の設置の必要性が認められる場合に限り、助成対象となります。具体的には全国指導センターに御相談ください。なお、助成が認められた場合でも、空調設備の運転は喫煙専用室の入口における風速に影響を及ぼし、事業実績報告時の風速の測定で測定値が基準を満たさなくなるおそれがあることに注意してください。
また、基準を満たしている既存の喫煙専用室にエアコンを設置するのみの事業内容は、助成の対象となりません。



- Q** 受動喫煙防止対策に必要な機器等をリース（レンタル）契約で設置する場合、リース料金等は喫煙専用室の設置等に係る費用として助成の対象となりますか。
また、喫煙専用室の設置等に係る費用を分割して支払う場合は助成の対象となりますか。
- A** 設備、機器のリース（レンタル）費用については、助成の対象となりません。
工事の費用等は、必ず実績報告書を提出するまでに全額支払ってください。
なお、事業の実施期間中に全額支払う場合であって、複数回に分割して支払うことは可能ですが、実績報告書提出後も支払を続ける場合は、助成の対象となりません。
- Q** 要件確認資料について、喫煙専用室の入口における喫煙専用室内に向かう風速の実測値は、上部・中部・下部の3点全てで毎秒 0.2 m 以上となる必要がありますか。
- A** 風速の実測値は、上部、中部、下部の3点全てで1点につき2回以上測定し、その平均値が、3点それぞれで毎秒 0.2m 以上となる必要があります。
- Q** 措置を講じた区域に空調設備や空気清浄機が設置されている場合、機器を稼働させた状態で風速や浮遊粉じん濃度を測定するということでしょうか。
- A** 気流の速度、浮遊粉じん濃度を測定する場合は、機器を稼働させ、実際に喫煙専用室等を使用する状況で行う必要があります。

助成金の申請窓口は各都道府県生活衛生営業指導センター

北海道	011-615-2112	石川県	076-259-6510	岡山県	086-222-3598
青森県	017-722-7002	福井県	0776-25-2064	広島県	082-532-1200
岩手県	019-624-6642	山梨県	055-232-1071	山口県	083-928-7512
宮城県	022-343-8763	長野県	026-235-3612	徳島県	088-623-7400
秋田県	018-874-9099	岐阜県	058-216-3670	香川県	087-862-3334
山形県	023-623-4323	静岡県	054-272-7396	愛媛県	089-924-3305
福島県	024-525-4085	愛知県	052-953-7443	高知県	088-855-5100
茨城県	029-225-6603	三重県	059-225-4181	福岡県	092-651-5115
栃木県	028-625-2660	滋賀県	077-524-2311	佐賀県	0952-25-1432
群馬県	027-224-1809	京都府	075-722-2051	長崎県	095-824-6329
埼玉県	048-863-1873	大阪府	06-6943-5603	熊本県	096-362-3061
千葉県	043-307-8272	兵庫県	078-361-8097	大分県	097-537-4858
東京都	03-3445-8751	奈良県	0742-33-3140	宮崎県	0985-25-1466
神奈川県	045-212-1102	和歌山県	073-431-0657	鹿児島県	099-222-8332
新潟県	025-378-2540	鳥取県	0857-29-8590	沖縄県	098-891-8960
富山県	076-442-0285	島根県	0852-26-0651		

ご不明な点は、各都道府県生活衛生営業指導センター又は
全国生活衛生営業指導センターにご相談ください。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342

URL <https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>